回　覧

令和８年３月 13 日

町　民　各　位

中土佐町役場　総務課

【中土佐町定住促進　中間管理住宅の入居者募集について】

町営住宅のうち、中土佐町定住促進中間管理住宅（以下、中間管理住宅という。）について、下記の通り入居者を募集します。

入居希望者は令和８年３月 31 日（火）　午後５時 15 分（土・日曜日、祝祭日を除く）までに中土佐町役場総務課へ本人または同居者が申し込みをしてください。

募 集 団 地

団地名	所在地	構造	月額家賃	募集戸数	入居者制限	駐車場	居住可能期間
中間管理住宅久礼25号	久礼228番地11	木造平屋建て	20,000 円	１戸	世帯用	有り	令和 21 年３月 31 日まで

※テレビについては別途入居者の方で STNet までご相談ください。

入居時に月額家賃３ヶ月分の敷金の支払いが必要です。

１．中間管理住宅とは

中間管理住宅とは、中土佐町内にある空き家を借り上げ、賃貸向けとして整備した物件のことです。当物件は、町が所有者から借り上げて提供しているものであるため、現状貸出し及び他の町営住宅とは異なる入居条件に同意いただくことが、入居の条件となっています。

中間管理住宅は、借り上げから 13 年後に所有者に物件を返却するため、物件の借り上げ期間終了までの期間のみ居住可能となっています。

入居の際には、期間を定めた賃貸借契約を結んでいただきます。

また定住促進のため、やむをえない事情がある場合を除きその期間中は退去できません。

２．入居者の資格

次の（1）～（3）のいずれかを満たし、且つ（4）（5）をすべて満たす必要があります。

（１）町外から転入して中土佐町に居住しようとする者で、２名以上で世帯を構成するものであること。

（２）町外から転入して現に中土佐町に居住している者で、２名以上で世帯を構成しており継続して中土佐町に居住する意思のある者であること。

（３）現に中土佐町に居住している者で、２名以上で世帯を構成し、継続して中土佐町に居住する意思のある者であること。

（４）市町村税の滞納がないこと。

（５）入居者およびその同居者となる者が暴力団員ではないこと。

※なお、入居資格者等の詳細は中土佐町役場 総務課住宅係までお問合せください。

３．申し込み方法（申請書は、役場総務課、上ノ加江支所および大野見振興局地域振興課にあります。）

申請書類・・・申込申請書

住民票の写し（入居申請者及び同居者）

申請者及び入居者の所得証明書（令和６年の収入にかかる分）

申請者及び入居者の市町村民税完納証明書（課税のない方は非課税証明書）

※基本的には現地内覧をしていただき申し込みしていただくようお願いします。

４．入居者の決定　入居希望者多数などの場合は、選考委員会において決定します。

５．入居予定日　　令和８年４月末以降を予定

６．入居が決定したら手続きしていただくことなど

① 誓約書の提出（連帯保証人２名の印鑑証明書及び所得証明書）
入居者全員の所得証明書（令和６年の収入にかかる分）

② 入居の決定のあった日から 10 日以内に敷金（月額家賃の３ヶ月分）を納入すること。
また、入居指定日から 20 日以内に住所を異動すること。

③ 毎月末に家賃を納期限までに必ず支払うこと。

④ 毎年収入（所得）申告書を提出すること。

⑤ ペット（犬、猫、鳥等）の飼育はできません。

⑥ **常会（地区会）の加入については、強制ではないですが、出来る限り加入していただき、地域が行う各行事に参加しコミュニケーションを図ること。**

⑦ 敷地内（外灯（電気料含む）や共同部分等）の維持管理は入居者で行うこと。

⑧ 地域によっては共同受信施設組合･テレビ組合等に加入していただくことになります。

⑨ 退去時には、入居者負担で修繕が必要となります。（経年劣化によるものは除く）

⑩ 公営住宅法、その他関係法令、中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例・施行規則、その他入居者説明資料等の規定に従うこと。

７．その他

その他詳しい内容等は中土佐町役場 総務課住宅係までお問い合わせください。

※中土佐町ホームページにて物件情報を閲覧できます。

電話　０８８９－５２－２２１１